

三木市記者発表資料 (令和3年9月3日発表)			
担当部課名	担当長	担当係	電話番号
教育振興部 学校教育課 教育・保育課	課長 田中智美 (内線 3520) 課長 辻田政顕 (内線 3541)	学校指導係 指導係	0794-82-2000 (内線 3521) (内線 3544)

タイトル
新型コロナウイルス感染防止のための学級閉鎖等の基準について
内 容
<p>新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、この度の文部科学省や兵庫県教育委員会からの通知を受けて、三木市立学校園の学級閉鎖等の基準を、下記のとおりとしました。</p> <p>1 感染者が判明した時の対応(初期対応) 園児、児童、生徒、教職員に感染者が判明したときは、当該感染者の濃厚接触者の調査や学校園施設の消毒等の初期対応を行うため、必要な期間、学校園閉鎖(臨時休校)等をする場合がある。 ※濃厚接触者が学校園の関係者にいないと判断された場合は、学校園閉鎖(臨時休校)等を行わない。 ※加東健康福祉事務所の指示又は学校医の助言を受けながら、学校園閉鎖(臨時休校)を行わず、学年閉鎖又は学級閉鎖とすることができる。</p> <p>2 学級閉鎖は、以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、実施する。 (1) 同一の学級において複数の園児、児童、生徒の感染が判明した場合 (2) 感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合 (3) 1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合 (4) その他、設置者で必要と判断した場合 ※(1)～(3)については、学校園に2週間以上来ていない者の発症は除く。 ※学年で学級閉鎖が複数に及ぶ場合は学年閉鎖、学年閉鎖が複数に及ぶ場合は学校園閉鎖(臨時休校)とする。</p> <p>3 学級閉鎖等の期間 感染の把握状況、感染の拡大状況、園児、児童、生徒への影響、学校園の運営状況等を踏まえて、加東健康福祉事務所や学校医等の助言を受けながら、校園長と協議のうえ、5～7日程度を目安に、教育委員会において判断する。</p> <p>4 人権への配慮 感染者・濃厚接触者等に対する偏見や差別的な言動は決して許されるものではないことから、人権に配慮するとともに、個人情報の取扱いにも留意するよう、学校園で十分に指導を行う。また、家庭でも格段に配慮をいただくよう、協力をお願いする。</p>
セールスポイント
今後の感染状況を注視し、子どもたちの健康安全を最優先に考え、学級閉鎖等を含めた、適切な感染防止対策に引き続き努めます。